

創造産業立地事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、重点産業分野等において、長年にわたり市内に立地する企業が実施する、工場等の新增設を、愛知県と連携して支援するものです。

2. 助成対象

種類	対象事業	対象者	要件
①	市内の土地への工場等の新增設等	製造業者	1 愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱別表第1「Aタイプ」の表補助対象事業者の欄第1号の中小企業者に該当するものであること。 2 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となるものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
②		製造業者	1 愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱別表第1「Aタイプ」の表補助対象事業者の欄第2号の企業（中小企業者を除く。）に該当するものであること。 2 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となるものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

3. 助成内容

種類	助成金の額	限度額	対象経費
①	対象経費に100分の10を乗じて得た額以内	10億円	新增設等を行う固定資産の取得費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
②	対象経費に100分の5を乗じて得た額以内	5億円	

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

4. 申請期限

種類	認定申請期限	交付申請期限
①	助成対象事業に着手する30日前まで	事業が完了した日から1年以内
②		

助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第 13 号様式】
	助成金交付決定通知書の 写し	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 2（第 4 条関係）に定める創造産業立地事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課	
電 話	0 5 6 8 - 8 5 - 6 2 4 7
F A X	0 5 6 8 - 8 4 - 8 7 3 1
メー ル	kigyo@city.kasugai.lg.jp